

(租税特別措置法の一一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一十六号)の一部を次のよう
に改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
第二章 所得税法の特例
第一節 不動産所得及び事業所得
第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条—第十九条)
第二款 準備金(第二十条—第二十一条)
第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条—第二十四条)
第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二—第二十五条)
第五款 その他の特例(第二十五条の二—第二十八条の四)
第三節 紹与所得及び退職所得(第二十九条—第二十九条の六)
第四節 山林所得及び譲渡所得等
第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)
第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条—第三十一条の四)
第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)
第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条—第三
十三条の六)
第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三
十四条—第三十四条の三)
第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)
第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除(第三十五条
の二)
第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)
第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の
特例(第三十六条の二—第三十六条の五)
第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特
例(第三十七条—第三十七条の九の五)
第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の
十一—第三十八条)

目次

第一款	第一章 同上	第一節 同上	第一款	第一章 同上	第一節 同上
第二款	第二章 同上	第二節 同上	第二款	第二章 同上	第二節 同上
第三款	第三章 同上	第三節 同上	第三款	第三章 同上	第三節 同上
第四款	第四章 同上	第四節 同上	第四款	第四章 同上	第四節 同上
第五款	第五章 同上	第五節 同上	第五款	第五章 同上	第五節 同上
第六款	第六章 同上	第六節 同上	第六款	第六章 同上	第六節 同上
第七款	第七章 同上	第七節 同上	第七款	第七章 同上	第七節 同上
第八款	第八章 同上	第八節 同上	第八款	第八章 同上	第八節 同上
第九款	第九章 同上	第九節 同上	第九款	第九章 同上	第九節 同上

第十款 その他の特例（第三十九条—第四十条の三の二）

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）

第四節の三 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四—第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の七—第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条—第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四—第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条—第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第一節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第五十九条の二）

第三節 沖縄の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の二 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第六十条の二）

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十二条・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条—第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五

第十款 同 上

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 同 上

第二款 同 上

第三章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第四節 同 上

第五節 同 上

第六節 同 上

第七節 同 上

第八節 同 上

第九節 同 上

第十節 同 上

第十一節 同 上

第十二節 同 上

第十三節 同 上

第十四節 同 上

第十五節 同 上

第十六節 同 上

第十七節 同 上

第十八節 同 上

第十九節 同 上

第二十節 同 上

第二十一節 同 上

第二十二節 同 上

第二十三節 同 上

第二十四節 同 上

条の三十一第六十五条の五)

第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除 (第六十五条の五の二)

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第六十五条の六)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第六十五条の七—第六十六条の二)

第七節 景気調整のための課税の特例 (第六十六条の三)

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十六条の四—第六十六条の四の三)

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第六十一条の五)

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第六十六条の五の二・第六十六条の五の三)

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第六十六条の六—第六十六条の九)

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第六十六条の九の二—第六十六条の九の五)

第八節 その他の特例 (第六十六条の十一—第六十八条の七)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 (第六十八条の八)

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 (第六十八条の九—第六十八条の四十二)

第十一節 連結法人の準備金等 (第六十八条の四十三—第六十八条の五十九)

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例 (第六十八条の六十一—第六十八条の六十二)

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 (第六十八条の二対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第六十八条の六十二の二))

第二款の二 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第七節 同 上
第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第六十六条の四—第六十六条の四の二)

第七節の三 同 上
第一款 同 上

第二款 同 上
第一款 同 上

第三款 同 上
第一款 同 上

第四款 同 上
第一款 同 上

第五款 同 上
第一款 同 上

第六款 同 上
第一款 同 上

第七款 同 上
第一款 同 上

第八款 同 上
第一款 同 上

第九款 同 上
第一款 同 上

第十款 同 上
第一款 同 上

第十一款 同 上
第一款 同 上

第十二款 同 上
第一款 同 上

第十三款 同 上
第一款 同 上

第十四款 同 上
第一款 同 上

第十五款 同 上
第一款 同 上

第十六款 同 上
第一款 同 上

第十七款 同 上
第一款 同 上

第十八款 同 上
第一款 同 上

第十九款 同 上
第一款 同 上

第二十款 同 上
第一款 同 上

第二十一款 同 上
第一款 同 上

第二十二款 同 上
第一款 同 上

第二十三款 同 上
第一款 同 上

第二十四款 同 上
第一款 同 上

の六十三)

第十四節の二 國際戰略総合特別区域における連結法人である指定特

定事業法人の課税の特例 (第六十八条の六十三の二)

第十四節の三 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

(第六十八条の六十三の三)

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例 (第六十

八条の六十四・第六十八条の六十五)

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例 (第六十八条の六十六)

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (第

六十八条の六十七)

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 (第六十八

条の六十八・第六十八条の六十九)

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例 (第六十八条の七十一・第六十八

条の七十三)

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除 (第六

十八条の七十四—第六十八条の七十六)

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 (第六十

八条の七十六の二)

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第六十八条の七十七)

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第六十八条の

七十八—第六十八条の八十五)

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例 (第六十八条の

八十七)

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第

六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二)

第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特

例 (第六十八条の八十九)

第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第

六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三)

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第十四節の二 同上	第十四節の二 同上
第十五節 同上	第十五節 同上
第十六節 同上	第十六節 同上
第十七節 同上	第十七節 同上
第十八節 同上	第十八節 同上
第十九節 同上	第十九節 同上
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第三款 同上	第三款 同上
第四款 同上	第四款 同上
第二十一節 同上	第二十一節 同上
第二十二節 同上	第二十二節 同上
第二十三節 同上	第二十三節 同上
第一款 同上	第一款 同上
第二款 同上	第二款 同上
第二十四節 同上	第二十四節 同上

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一—第六十八条の九十三）

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の二—第六十八条の九十三の五）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百十一）

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四—第六十八条の百十一）

第二節 相続税法の特例（第六十九条—第七十条の十三）

第四章 地価税法の特例（第七十一条—第七十二条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条—第八十四条の六）

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例（第八十五条—第八十六条の五）

第二節 酒税法の特例（第八十七条—第八十七条の八）

第三節 挿発油税法及び地方挿発油税法の特例（第八十八条の五—第九十条の三）

第三節 の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

第三節 の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八—第九十条の九）

第三節 の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一—第九十条の十五）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条—第九十二条）

第七章 利子税等の割合の特例（第九十三条—第九十六条）

第八章 雜則（第九十七条—第九十八条）

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、挿発油税、地方挿発油税、方挿発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につ

第一款 同 上

第二款 同 上

第二十五節 同 上

第二十五節 同 上

第四章 同 上

第四章 同 上

第五章 同 上

第六章 同 上

第一節 同 上

第二節 同 上

第三節 同 上

第三節 の二 同 上

第一款 同 上

第二款 同 上

第三節 の三 同 上

第三節 の四 同 上

第四節 同 上

第七章 同 上

第八章 同 上

附則

（趣旨）

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、挿発油税、地方挿発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につ

くは徵収につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地方法人税法（平成二十六年法律第三十五号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第一百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、國税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

（用語の意義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二 省略

三及び四 削除

（用語の意義）
第二条 同上

一～二 同上

三 国内に恒久的施設を有する非居住者

所得税法第一百六十四条第一項
第一号から第三号までに掲げる非居住者をいう。

四 国内に恒久的施設を有する外国法人 法人税法第一百四十二条第一項
から第三号までに掲げる外国法人をいう。

五 法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券、それぞれ所得税法第二条第一項第八号の三から第十三号まで、第十五号から第十七号の五まで又は第十七号に規定する法人課税信託、法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託又は有価証券をいう。

六～十六 省略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

六～十六 同上

き、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第一百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、國税通則法（昭和三十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、國税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）の特例を設けることについて規定するものとする。

一〇十七 省略

十七の二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。

十八の二十六の二 省略

二十七 確定申告書等 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第一百四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したものの並びに同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

二十七の二～三十一 省略

3・4 省略

一〇十七 同上

十八の二十六の二 同上

二十七 確定申告書等 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

二十七の二～三十一 同上

3・4 同上

(利子所得の分離課税等)

第三条 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等で次に掲げるもの以外のもの（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの（次条において「不適用利子」という。）を除く。以下この条において「一般利子等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一〇四 省略

2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける一般利子

等で、所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。

3 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として一般利子等の支払を受ける者から当該一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該一般利子等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項並びに次条のうち当該一般利子等に係る部分の規定は、適用しない。

(利子所得の分離課税等)

第三条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等で次に掲げるもの以外のもの（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの（次条において「不適用利子」という。）を除く。以下この条において「一般利子等」という。）については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一〇四 同上

2 前項の規定は、所得税法第一百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける一般利子等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として一般利子等の支払を受ける者から当該一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該一般利子等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項のうち当該一般利子等に係る部分の規定は、適用しない。

第三条の二 居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人に対し国内において平成二十八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（同項に規定する剩余金の配当（以下この節において「剩余金の配当」という。）を除く。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（同項に規定する剩余金の配当（以下この節において「剩余金の配当」という。）を除く。）

の他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人に対する支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に関するものについては、その支払をした日）の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 省略

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一・二 省略

3・4 省略

第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 同上

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一・二 同上

3・4 同上

5 第一項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子で、所得税法第二百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支払を受ける利子については、第九条の三の二及び同法第二百十二条の規定は、適用しない。

6 第一項及び前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八条の五の規定の適用については、同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、第三条の二中「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国人」と、「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」とあるのは「第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、同条第一項に規定する特定振替機関等」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」とする。

5 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子で、その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、非課税適用申告書を、同項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支払を受ける利子については、第九条の三の二及び所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

6 第一項及び前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八条の五の規定の適用については、同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国人」と、「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」とあるのは「第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」とする。

除く。)」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 省 略

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約その他我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五～八 省 略

8 ～ 18 省 略

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第五条の三 省 略

3 2 省 略

第一項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子等で、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者（当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子等については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、同条第四項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支払を

7 同 上

一～三 同 上

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五～八 同 上

8 ～ 18 同 上

（振替社債等の利子等の課税の特例）

第五条の三 同 上

3 2 同 上

第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子等でその者の国内において行う事業に帰せられるもののその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者（当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子等については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、同条第四項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支

受ける利子等については、第九条の三の二及び同法第一百十二条の規定は、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇三 省略

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第一百六十二条第一項に規定する租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより國税店長官の承認を受けた者をいう。

五〇十 省略

10 特定振替社債等の発行者は、第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき第九条の三の二第一項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

11 省略

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第六条 内国法人は、平成十年四月一日以後に発行された民間国外債（法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるもの）をいう。以下この条において同じ。）につき支払を受けるべき利子（第三条の三第二項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項の規定のあるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額（外国法人により発行された民間国

私を受ける利子等については、第九条の三の二及び所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 同上

一〇三 同上

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第一百六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより國税店長官の承認を受けた者をいう。

五〇十 同上

10 特定振替社債等の発行者は、第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子等につき第九条の三の二第一項若しくは第六項又は所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

11 同上

（民間国外債等の利子の課税の特例）

第六条 内国法人は、平成十年四月一日以後に発行された民間国外債（法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）で、その利子の支払が国外において行われるもの）をいう。以下この条において同じ。）につき支払を受けるべき利子（第三条の三第二項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項の規定のあるものを除く。）について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額（外国法人により発行された民間国

民間国外債の利子にあつては、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日以後に発行した民間国外債につき、居住者又は内国外人に對しその利子（第三条の三第三項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

3・5 省略

6 第四項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子で、所得税法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、第四項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、同法第二百十二条の規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する。

7・8 省略

9 第四項及び前二項の規定は、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日以後に発行された民間国外債の利子（第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項中「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）」とあるのは、「民間国外債」と、「氏名又は名称

外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 平成十年四月一日以後に発行した民間国外債につき、居住者又は内国外人に對しその利子（第三条の三第三項若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項の規定の適用があるものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額（外国法人が発行した民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。

3・5 同上

6 第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子で、その者の国内において行う事業に帰せられるものの他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるものの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する。

7・8 同上

9 第四項及び前二項の規定は、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日以後に発行された民間国外債の利子（第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項中「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）」とあるのは、「民間国外債」と、「氏名又は名称

及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」とあるのは「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」と、前項中「場合（当該特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号）と、前項中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「及び外国法人」とあるのは「及び外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

10
13 省略

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの（以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一・二 省略

2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等で、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべきものにあつては、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものに限る。）に対する同法第百七十七条、第百七十五条又は第百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は百分の十五の税率とする。

10
13 同上

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき剰余金の配当で次に掲げる受益権の収益の分配に係るもの（以下この条において「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一・二 同上

2 前項の規定は、所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受ける私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等で、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）に対する同法第百七十七条、第百七十五条又は第百七十九条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は百分の十五の税率とする。

及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「及び外国法人」とあるのは「及び外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

税率は、百分の十五の税率とする。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)

第八条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めると所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めると所得により計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一五 省略

2 前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるものの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けない。

一五 同上

2 前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるものの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けない。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)

第八条の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当等に係る利子所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

する旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一〇三 省略

四 所得税法第九十二条、第九十五条及び第一百六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条及び第一百六十五条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 省略

4 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオーブン型の証券投資信託の収益の分配及び同法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。）は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子、同法第二百二十五条第一項に規定する無記

ようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第一百六十五条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定は、適用しない。

3 同上

一〇三 同上

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 同上

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオーブン型の証券投資信託の収益の分配及び同法第二十五条第一項の規定により剩余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。）は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子、同法第二百二十五条第一項に規定する無記

名株式等の剩余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5・8 省略

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第一百二十条、第一百二十三条若しくは第一百二十七条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第一百条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二十一条第三項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する金額等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二条から第一百二十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

1・6 省略

4 第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する同項掲げる利子等又は配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき利子等の額又は配当等の額ごとに行うことができる。

2・3 省略

（確定申告を要しない配当所得等）

第八条の五 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項各号に掲げる受益権の収益の分配その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「配当等」という。）で次に掲げるものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、同年以後の各年分の所得税については、同法第一百二十条、第一百二十三条若しくは第一百二十七条（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額若しくは同法第二百二十二条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百二十二条第三項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上当該利子等に係る利子所得の金額又は配当等に係る配当所得の金額を除外したところにより、同法第二百二十条から第一百二十七条まで（これらの規定を同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第一百二十三条第一項（同法第一百六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

1・6 同上

2・3 同上

4 第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項掲げる利子等又は配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき利子等の額又は配当等の額ごとに行うことができる。

5 省略

(配当控除の特例)

第九条 個人の各年分の総所得金額のうちに次に掲げる配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益権を除く。）の収益の分配に係る配当等

二・七 省略

3 2 省略

個人の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用について、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配及び租税特別措置法第三条の二（利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは、「特定株式投資信託」と、同項第二号及び第三号中「証券投資信託」とあるのは、「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

4 省略

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 省略

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支

払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の

る。

5 同上

(配当控除の特例)

第九条 同上

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる受益権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益権を除く。）の収益の分配に係る配当等

二・七 同上

3 2 同上

個人の各年分の総所得金額のうちに特定株式投資信託（外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該個人に対する所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」とあるのは、「剰余金の分配及び租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（以下この項において「特定株式投資信託」という。）の収益の分配」と、同号ロ中「証券投資信託」とあるのは、「特定株式投資信託以外の証券投資信託」と、同項第二号及び第三号中「証券投資信託」とあるのは、「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とする。

4 同上

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)

第九条の三の二 同上

4 上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支

払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の

五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額又は配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5 省略

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)

第九条の四 省略

4 所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項の規定は、同法第百八十一条の二第一項に規定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第百六十一條第一項第八号（同号ハを除く。）又は第九号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

5 省略

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）又は恒久的施設を有する外國法人が国内において次に掲げる信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外國の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。次項及び第三項において「上場証券投資信託等」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配（恒久的施設を有する外國法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）については、所得税法第百七十四条、第一百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定並びに第八条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

1・2 省略

2 内国法人又は恒久的施設を有する外國法人に対し国内において上場証

八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額又は配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5 同上

(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)

第九条の四 同上

4 所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項の規定は、同法第百八十一条の二第一項に規定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公社債等につき同法第百六十一條第四号（同号ハを除く。）又は第五号に掲げる国内源泉所得（以下この条において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。

5 同上

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）又は国内に恒久的施設を有する外國法人が国内において次に掲げる信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外國の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。次項及び第三項において「上場証券投資信託等」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税法第百七十四条、第一百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定並びに第八条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

1・2 同上

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外國法人に対し国内において上場証

券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

357 省略

第九条の六 削除

上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該恒久的施設を有する外國法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

357 同上

（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）

第九条の六 非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、所得税法第百六十一条第五号イに規定する内国法人から受けれる剰余金の配当とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定（所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に関する規定及び同法第百六十五条の規定により同法第九十二条第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定を除く。）を適用する。

2 所得税法第百六十四条第一項第二号から第四号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）及び外国特定投資信託の収益の分配（同法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものにあつては、その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る。）については、他の所得

と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

3| 外国法人は、その支払を受けるべき外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

4| 非居住者又は外国法人に対し国内において外国特定目的信託の利益の分配（第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第六項において同じ。）又は外国特定投資信託の収益の分配の支払をする者は、その支払の際、その支払をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5| 外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払が国外において行われる場合には、その支払をする者が当該外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配を国内において支払うものとみなして、前項の規定を適用する。この場合において同項中「翌月十日まで」とあるのは、「翌月末日まで」とする。

6| 前二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配の支払を受けるべき者が外国法人であるときは、当該外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第二百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）とあるのは」「（所得税法）とする。」

7| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 外国特定目的信託の利益の分配 第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託の利益の分配（同条第十項に規定する外国特定目的信託の利益分配の額に係る部分に限る。）をいう。
- 二 外国特定投資信託の収益の分配 第六十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託の収益の分配（同条第十項に規定する外国特定投資信託の収益分配の額に係る部分に限る。）をいう。